

○ 証人等の尋問調書（第38条第2項の改正）

第38条第2項第6号を次のとおり改めること。

- ⑥ 法第157条の6第1項又は第2項に規定する方法により証人尋問を行ったこと及び証人が出頭した裁判所（同条第1項又は第2項第2号若しくは第3号による場合を除く。）。

○ 公判調書の記載要件（第44条第1項の改正）

第44条第1項第26号及び第39号を次のとおり改めること。

- ⑳ 法第157条の6第1項又は第2項に規定する方法により証人尋問を行ったこと及び証人が出頭した裁判所（同条第1項又は第2項第2号若しくは第3号による場合を除く。）。

- ㉑ 法第292条の2第6項において準用する法第157条の6第1項又は第2項に規定する方法により法第292条の2第1項の規定による意見の陳述をさせたこと及び被害者等又は当該被害者の法定代理人が出頭した裁判所（法第157条の6第1項又は第2項第2号若しくは第3号による場合を除く。）。